

★ 職員の自己啓発等休業に関する条例（条例第一号）（人事室）

一 制定の理由

地方公務員法の一部が改正され、職員の自己啓発等休業制度が導入されたことに伴い、自己啓発等休業に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 自己啓発等休業の承認

任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができることとした。

2 自己啓発等休業の期間

自己啓発等休業の期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年をそれぞれ超えない範囲内の期間とした。

3 大学等教育施設

大学等課程の履修の対象となる教育施設は、次に掲げる教育施設とした。

- (一) 大学（当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。）
- (二) 学校教育法に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設
- (三) (一)及び(二)に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）

4 奉仕活動

国際貢献活動の対象となる奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）その他これに準じるものとして任命権者が認める奉仕活動とした。

5 自己啓発等休業の承認の申請

自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならぬこととした。

6 自己啓発等休業の期間の延長

(一) 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が2の休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができることとした。

(二) 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとした。

(三) 自己啓発等休業の承認に関する規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用することとした。

#### 7 自己啓発等休業の承認の取消事由

自己啓発等休業の承認の取消事由は、次に掲げる事由とした。

(一) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(二) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じること。

#### 8 報告等

(一) 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならないこととした。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

(二) 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から(一)の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとした。

#### 9 人事委員会規則への委任

この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

#### 10 関係条例の一部改正

自己啓発等休業をした職員について、国家公務員に係る取扱いに準じて、職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱い等に関する措置を講じるため、関係条例について、所要の改正を行った。

#### 三 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（条例第二号）（医療保険室）

一 制定の理由

後期高齢者医療制度の実施に伴い、後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により設置する広島県後期高齢者医療財政安定化基金の運営等に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 拠出率

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第一項の規定により条例で定める割合を、千分の〇・九とする。

2 積立金の額

基金として積み立てる額は、予算で定める。

3 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

4 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

5 処分

基金は、高齢者の医療の確保に関する法律第百十六条第一項第一号の規定による交付又は同項第二号の規定による貸付けに要する経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

6 貸付条件

(一) 償還方法 二年度を一期とする特定期間における借入総額の二分の一の額を、次期特定期間の各年度に償還する（繰上償還をする場合を除く。）。

(二) 償還期日 毎年三月末日

(三) 延滞利息 年十四・六パーセント

7 繰替運用等

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

8 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県立技術短期大学校設置及び管理条例(条例第三号) (職業能力開発室)

一 制定の理由

職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する人材を育成し、もって地域の経済及び社会の発展に寄与するため、広島県立技術短期大学校(以下「短期大学校」という。)を設置することとした。

二 条例の内容

1 位置

広島市西区田方二丁目

2 訓練課程及び訓練科

専門課程を置き、訓練科、訓練期間及び定員は、規則で定める。

3 入学資格

学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認める者

4 退学処分

知事の許可を受けて入学した者(以下「学生」という。)が次に該当する場合は、規則で定めるところにより退学させることができる。

(一) 短期大学の秩序を乱すなど、学生としてふさわしくない行為があったとき。

(二) 卒業の見込みがないと認められるとき。

(三) 条例又は規則の規定に違反したとき。

5 授業料等

(一) 入学選考を受けようとする者は選考料を、入学しようとする者は入学料を、学生は授業料を納付しなければならない。

(二) 選考料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)の額は、次の表のとおりとする。ただし、月の全日数にわたり休学した場合又は退学若しくは学年の中途の卒業により月の全日数にわたり在学しなかった場合の授業料の額については、授業料の年額の十二分の一に相当する額に十二からその月数を減じて得た数を乗じて得た額とする。

授業料等の種類		単位及び金額	
選考料	県内の者	一八、〇〇〇円	
	県外の者	一六九、二〇〇円	
入学料	県内の者	二二六、八八〇円	
	県外の者	三九〇、〇〇〇円	
授業料		年額三九〇、〇〇〇円	

(三) 授業料等は、返還しない。ただし、授業料については、月の全日数にわたり休学等した場合その他知事が特に必要と認める場合を除く。

6 授業料の減免及び徴収猶予

やむを得ない事情により授業料の納付が困難と知事が認めた場合は、授業料を減免

し、又はその徴収を猶予することができる。

7 規則への委任

短期大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

三 施行期日

平成二十一年四月一日。ただし、二三、二五及び二七については、平成二十年四月一

日

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）（人事室）

一 改正の要旨

社会情勢の変化等を考慮して、警察職員の特殊勤務手当について、月額支給から日額支給への見直しを行うとともに、市町への権限移譲に伴い、爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当に係る支給対象作業を整理するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第五号）（行政管理室）

一 改正の理由

組織再編、事務事業の見直し等に伴い、職員定数を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

簡素で効率的な行政システムの構築を図るため、組織再編及び事務事業の見直しを行うことにより知事の事務部局の業務量が減少するため、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり改正した。

改正前	改正後	改正による減員
四、九九三人	四、七五三人	二四〇人

2 広島県企業職員等定数条例の一部改正

水道事業の民間委託などにより業務量が減少するため、公営企業の職員の定数を次のとおり改正した。

改正前	改正後	改正による減員
一八〇人	一六〇人	二〇人

3 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の減少に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区分	改正前	改正後	改正による減員
県立高等学校等教職員	五、四二七人	五、三六三人	六四人
市町立学校県費負担教職員	一五、二八九人	一五、一六一人	一二八人

三 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県部設置条例の一部を改正する条例（条例第六号）（行政管理室）

一 改正の理由

多様化する行政需要などに対応した重点的で効果的な行政を推進していくため、組織機構の再編整備を行うこととし、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 組織機構の再編整備

改正前		改正後	
名称	分掌事務	名称	分掌事務
総務部	(一) 職員の進退及び身分に関する事項 (二) 議会及び県の行政一般に関する事項 (三) 県の予算、税その他の財務に関する事項 (四) 条例の立案その他他の主管に属しない事項	総務局	(一) 職員の進退及び身分に関する事項 (二) 議会及び県の行政一般に関する事項 (三) 県の予算、税その他の財務に関する事項 (四) 条例の立案その他他の主管に属しない事項
政策企画部	県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項	企画振興局	(一) 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項 (二) 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項 (三) 市町その他公共団体の自治の振興に関する事項 (四) 統計に関する事項
地域振興部	(一) 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項 (二) 市町その他公共団体の自治の振興に関する事項 (三) 統計に関する事項	環境県民局	(一) 県民生活に関する事項 (二) 県民文化に関する事項 (三) 生活環境及び自然環境の保全に関する事項
県民生活部	(一) 県民生活に関する事項 (二) 県民文化に関する事項 (三) 消防防災及び高圧ガス等の取締りに関する事項 (四) 生活環境及び自然環境の保全に関する事項	健康福祉局	(一) 社会福祉に関する事項 (二) 保健衛生に関する事項 (三) 高齢者対策に関する事項 (四) 社会保障に関する事項
環境部	生活環境及び自然環境の保全に関する事項		
福祉保健部	(一) 社会福祉に関する事項 (二) 保健衛生に関する事項 (三) 高齢者対策に関する事項 (四) 社会保障に関する事項		
商工労働部	(一) 商業、工業及び観光に関する事項	商工労働局	(一) 商業、工業及び観光に関する事項



★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第七号）  
（行政管理室）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事 務 の 範 囲	対 象 市 町
一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務のうち、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可等	広島市
二 農薬取締法等に基づく事務のうち、農薬販売者の届出の受付等	広島市
三 医療法等に基づく事務のうち、病院の休止又は再開の届出の受付等	広島市
四 土地改良法等に基づく事務のうち、土地改良区役員の就任届及び変更届の受理等	広島市
五 肥料取締法等に基づく事務のうち、事故肥料の譲渡の許可等	広島市
六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等に基づく事務のうち、品質表示等に関する規定遵守の指示等	広島市
七 毒物及び劇物取締法等に基づく事務のうち、毒物等の廃棄物の回収等の命令等	広島市
八 農地法に基づく事務のうち、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等	広島市
九 薬事法等に基づく事務のうち、薬局の開設の許可等	広島市
十 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく事務のうち、入会林野整備計画の認可等	広島市
十一 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく事務のうち、導入計画の認定等	広島市
十二 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく事務のうち、家畜排せつ物の管理の指導及び助言等	広島市

	十三 広島県立自然公園条例等に基づく事務のうち、特別地区内の行為の許可等	広島市
	十四 広島県自然環境保全条例に基づく事務のうち、特別地区内の行為の許可等	広島市
2 市町を経由することにより処理する事務に追加するもの		
事務の範囲	対象市町	
一	栄養士法等に基づく事務のうち、栄養士免許証の交付等	広島市
二	保健師助産師看護師法等に基づく事務のうち、業務従事者の届出の受付等	広島市
三	歯科衛生士法に基づく事務のうち、業務に従事する歯科衛生士の届出の受付	広島市
四	歯科技工士法等に基づく事務のうち、業務に従事する歯科技工士の届出の受付等	広島市
五	調理師法等に基づく事務のうち、調理師免許証の交付等	広島市
六	製菓衛生師法等に基づく事務のうち、製菓衛生師免許証の交付等	広島市
七	医師法施行令に基づく事務のうち、医師免許の申請の受付等	広島市
八	歯科医師法施行令に基づく事務のうち、歯科医師免許の申請の受付等	広島市
九	診療放射線技師法施行令に基づく事務のうち、診療放射線技師の免許の申請の受付等	広島市
十	臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく事務のうち、臨床検査技師等の免許の申請の受付等	広島市
十一	薬剤師法施行令に基づく事務のうち、薬剤師の免許の申請の受付等	広島市
十二	理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務のうち、理学療法士又は作業療法士の免許の申請の受付等	広島市
十三	視能訓練士法施行令に基づく事務のうち、視能訓練士の免許の申請の受付等	広島市
十四	クリーニング業法施行規則に基づく事務のうち、クリーニング師試験の受験願書の受付等	広島市

三 施行期日

平成二十年四月一日。ただし、二一の表の七及び九の改正は、平成二十年十月一日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第八号）（財政室）

一 改正の要旨

薬事法に基づく登録販売者試験手数料等を定めるなど、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	市町への権限移譲などに伴う消防法、火薬類取締法及び高圧ガス保安法に係る事務の手数料の廃止 家畜検査手数料の対象となる検査を追加することに伴う手数料の新設 薬事法の一部改正による登録販売者制度の導入に伴う手数料の新設 入学試験手数料及び授業料の金額の改定
広島県立三次看護専門学校条例	県立広島病院において実施する生殖医療に係る診療のうち、診療報酬点数の定めのない診療の料金の新設等
県立病院使用料及び手数料条例	
広島県立農業技術大学校設置及び管理条例	授業料の金額の改定

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 公害紛争の処理に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）（環境政策室）

一 改正の要旨

広島県公害審査会が行う紛争処理について、申請者の経済的負担を軽減し、調停から仲裁への移行をより円滑にするため、一定の期間内に調停から仲裁に移行する場合における仲裁の申請手数料については、調停の申請手数料として納付した額を控除することとし、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）  
（医療保険室）

一 改正の要旨

健康保険法等の一部を改正する法律において国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、市町に交付する広島県国民健康保険調整交付金のうち県普通調整交付金の基準額の基礎となる費用を改めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（医療対策室）

一 改正の要旨

県内の医療提供体制の確保を目的として、医師の確保が困難な中山間地域等で医療に従事する医師を育成する奨学金について、対象者を変更し、返還債務の免除範囲を拡大するなどにより活用促進を図るとともに、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、介護福祉士修学資金に係る規定の整理を行うため、必要な改正を行った。

二 施行期日等

1 施行期日

平成二十年四月一日。ただし、介護福祉士修学資金に係る改正のうち、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等に係る部分は平成二十年三月二十五日、引用条項に係る部分は平成二十一年四月一日

2 経過措置

改正後の広島県医師育成奨学金に係る規定は、平成二十年四月一日以後に貸付けの決定をする奨学金から適用し、同日前に貸付けの決定をした奨学金については、なお従前の例によるものとする。

★ 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例  
(条例第十二号) (障害者支援室)

一 改正の要旨

老人保健法等の一部改正に伴い、次の条例について引用する法律の題名等を改正した。

- 1 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例
- 2 広島県立福山若草園設置及び管理条例
- 3 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例
- 4 広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（漁港漁場整備室）

一 改正の要旨

豊島漁港に休憩所を整備することに伴い、当該施設の設備の使用料を次のように定めた。

設備の名称	単位	使用料
シャワー	一回につき	二〇〇円

二 施行期日

平成二十年七月一日

★ 広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（公営企業部）

一 改正の要旨

多様化する行政需要などに対応した重点的で効果的な行政を推進していくため、知事部局の組織機構の再編整備が行われることに伴い、公営企業の管理者の職名及びその権限に属する組織の名称を次のとおり変更した。

区	分	現	行	改	正	後
公営企業の管理者の職名		公営企業部長		企業局長		
組織の名称		公営企業部		企業局		

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県社会教育振興基金条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（教育委員会）

一 改正の要旨

国の公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等の取扱いが変更されたことに伴い、同補助金等により整備した県立学校施設を有償で処分した場合には、社会教育振興基金に当該補助金相当額以上の額を積み立て、県立学校の施設の整備等に要する経費の財源に充てられるよう、同基金の名称、目的等を改正した。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（教育委員会）

一 改正の要旨

広島県立可部高等学校の移転に伴い、同校の位置を改めた。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例（条例第十七号）  
（労働委員会）

一 改正の要旨

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正に伴い、同法による都道府県労働局長の助言等が行われているもの又は紛争調整委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したものについて、個別労働関係紛争のあっせんを行わないこととするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県農産物検査条例を廃止する条例（条例第十八号）（農産振興室）

一 廃止の要旨

農産物の品質改善及び取引の安全が図られたこと並びに農産物の流通に関する規制緩和を図る必要があることから、農産物の規格及びこれによる格付制度を廃止した。

二 施行期日

平成二十年八月一日

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第十九号）

一 改正の要旨

広島県部設置条例及び広島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴い常任委員会の所管を整理するとともに、閉会中においては、議長が委員を指名し、常任委員の委員会の所属を変更し、並びに議会運営委員及び特別委員の辞任を許可することができることとするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年三月二十五日。ただし、常任委員会の所管の整理については、平成二十年四月一日